（重要な債務負担行為）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、借入れによる資金調達は行っておりません。資金運用にあたっては国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第２項の規程に基づき、預金、Ａ格以上の社債を保有しております。

なお、当該運用資金は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含していますが、国立大学法人総合研究大学院大学資金管理要綱に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や資金運用業務の実施状況を監視するため、役員会に報告しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　減価償却引当特定資産（＊１）	303,931	299,720	△　4,211

（＊１）減価償却引当特定資産には、預金100,730千円が含まれております。

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

減価償却引当特定資産

減価償却引当特定資産は有価証券及び預金で構成されております。

このうち有価証券は国債、地方債及び社債であり相場価格を用いて評価しております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

また、預金は帳簿価額をもって時価としております。

（資産除去債務関係）

賃貸借契約に基づき使用する建物等については、退去時における原状回復に関わる債務を有していますが、使用予定期間が不明確であり、移転等の予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上しておりません。

（賃貸等不動産関係）

当法人は、保有している賃貸等不動産の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト関係）

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト　（単位：千円）

Ⅰ　業務費用：		
⑴　損益計算書上の費用	2,515,196	
⑵　（控除）自己収入等	△　386,123	
業務費用合計		2,129,072
Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等		106,289
Ⅲ　機会費用		
政府出資の機会費用	61,178	61,178
Ⅳ（控除）国庫納付額		—
Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		2,296,540

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（令和８年４月10日付け８文科高第46号）に基づき、2.345％で計算しています。

（収益認識関係）

当法人は、以下に記載する内容を除き、国立大学法人会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人は教育・研究及びその他の事業を実施しており、国立大学法人会計基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、検定試験等による検定料収益8,027千円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

国立大学法人政策研究大学院大学令和７事業年度財務諸表に関する公告

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の２において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立大学法人政策研究大学院大学令和７事業年度財務諸表について次のとおり公告します。なお、同法第38条第４項の規定により附属明細書その他主務省令で定める書類は、（http://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_1/）で公告しています。

令和８年10月16日

東京都港区六本木７―22―１
国立大学法人政策研究大学院大学
学長　大田　弘子